

令和元年

東部知多衛生組合議会
第 1 回定例会会議録

令和元年 8 月 27 日（火）開会
令和元年 8 月 27 日（火）閉会

東部知多衛生組合

令和元年東部知多衛生組合議会第1回定例会会議録

令和元年東部知多衛生組合議会第1回定例会は、令和元年8月27日東部知多クリーンセンター議場に招集された。

1 応招議員

1番 山本正和	2番 木下久子	3番 加古 守
4番 三浦桂司	5番 伊藤 洋	6番 近藤千鶴
7番 小松原英治	8番 前田明弘	9番 向山恭憲
10番 瀧塚政明	11番 大村文俊	12番 山本恭久

2 不応招議員

なし

3 出席議員

応招議員と同じ

4 欠席議員

不応招議員と同じ

5 開閉の日時

令和元年8月27日（火）午後2時00分 開会

令和元年8月27日（火）午後2時46分 閉会

6 地方自治法第121条の規定により会議に説明のため出席した者

管理者 岡村秀人	副管理者 小浮正典	副管理者 神谷明彦	副管理者 竹内啓二
副管理者 山内健次	代表監査員 古橋洋一	会計管理者 久野信親	
事務局長 土屋正典	総務課長 加藤博之	業務課長 久野尚志	主幹 矢野昭裕
総務課長補佐 浅田貴志	業務課長補佐 堀田正尊	施設建設整備係長	川崎 博

7 職務のため議場に出席した者

書記 土屋正典　　書記 加藤博之　　書記 浅田貴志

8 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3 報告第 2 号	例月出納検査報告について
報告第 3 号	平成 27 年度東部知多衛生組合継続費精算報告について
日程第 4 議案第 4 号	東部知多温水プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第 5 認定第 1 号	平成 30 年度東部知多衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（山本正和）

皆さん、こんにちは。皆様方におかれましては、各市町の 9 月定例会前の大変お忙しい中、また、お暑い中、組合議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

さて皆さん、ご存知のとおり、去る 7 月 16 日告示の東浦町長選挙で、神谷明彦東浦町長さんが再選を果たされました。誠におめでとうございます。本日、副管理者として議場に出席されておりますので、会議に先立ち一言ご挨拶をお願いいたします。神谷町長。

○副管理者（神谷明彦）

こんにちは。ただ今、議長さんの方からご紹介いただきました、副管理者であります、東浦町長の神谷明彦でございます。

皆様方のご支援を賜りまして、引続き東浦町長の任務に就くことになりました。当組合の発展に尽力して参りたいと存じますので、引続き、皆様方のご指導とご支援を何とぞお願い申し上げます。以上、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山本正和）

ありがとうございました。続きまして、阿久比町の瀧塚政明議員から、お母さまのご葬儀のお礼のご挨拶を受け賜わっておりますので、瀧塚議員、ご挨拶をお願いします。瀧塚議員。

○10 番議員（瀧塚政明）

阿久比町の瀧塚でございます。私事で本当に恐縮でございますが、今月 8 日に私の母が亡くなりました折には、葬儀にご会葬いただくなど、お心使いをいただきまして、誠にありがとうございます。

います。大変ありがとうございました。失礼します。

○議長（山本正和）

ありがとうございました。

これより議事に入ります。ただ今の出席議員は12名で、定足数に達しております。よって令和元年東部知多衛生組合議会第1回定例会は成立しますので開会します。

なお、地方自治法第121条の規定により、管理者以下、組合関係職員に出席を求めましたので、ご報告します。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました議事日程表により進めてまいりますので、よろしくお願ひします。ここで、管理者からご挨拶願います。管理者。

○管理者（岡村秀人）

皆さん、こんにちは。本日は大変お忙しい中、また、暑い中、令和元年東部知多衛生組合議会第1回定例会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。

組合議員の皆様方におかれましては、日頃から廃棄物処理行政につきまして、深いご理解、ご協力を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。平成31年4月から供用開始しました、新ごみ処理施設エコリは順調に稼働しております。

また、平成30年度より二つの新たな建設事業、マテリアルリサイクル施設建設事業と余熱利用施設整備事業が始まっています、スケジュール通り順調に進んでおりますことをご報告申し上げます。

さて、本日の定例会にご提案申し上げます案件は、条例の一部改正が1件、平成30年度の決算認定1件、計2件を提出しております。

議案の内容につきましては、後ほどご説明させていただきますけれども、よろしくご審査の上、お認め賜りますよう、お願ひ申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（山本正和）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により議長において、3番加古守議員及び7番小松原英治議員を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日 1 日と決定しました。

日程第 3、「諸報告」を行います。

お手元に報告第 2 号が配付してありますので、検査に当たりました監査委員を代表して、古橋監査委員より補足説明を願います。古橋監査委員。

○監査委員（古橋洋一）

ご指名をいただきましたので、報告第 2 号の補足説明を申し上げます。

報告第 2 号につきましては、地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定により例月出納検査を実施しましたので、同条第 3 項の規定により、その結果を議会に報告するものであります。

内容につきましては、検査の対象欄に記載されておりますように、平成 30 年度 4 月分から 5 月分及び令和元年度 4 月分から 6 月分にかかる現金出納並びに公金の収納状況を、令和元年 5 月 29 日、6 月 28 日、8 月 1 日に、関係者の出席を得まして、例月出納検査表をもとに関係諸帳簿と指定金融機関発行の残高証明書により照合検査したものでございます。

検査の結果につきましては、計数並びに証拠書類等については適正に処理されていることを認めました。なお、詳細につきましては、御手元に配付してございます検査報告書をご一読いただきたいと思います。以上、簡単ではございますが、これで補足説明を終わります。

○議長（山本正和）

ご苦労様でした。

続きまして、お手元に報告第 3 号、平成 27 年度東部知多衛生組合継続費精算報告書が配付してありますので、報告者から補足説明を願いいたします。事務局長。

○事務局長（土屋正典）

それでは、報告第 3 号「平成 27 年度東部知多衛生組合継続費精算報告書」について、補足説明いたします。

この報告は、継続費に係る継続年度が終了いたしましたので、地方自治法施行令第 145 条第 2 項の規定により議会へ報告するものでございます。裏面をご覧願います。

この報告書は、平成 27 年度から平成 30 年度までの 4 か年の継続事業として実施いたしましたごみ処理施設建設事業に係るものであります。

右端の比較欄において、各年度、年割額と支出済額の差が出ておりますが、これは、年割額を予算のとおり千円単位でまるめたことによる表計算上のもので、事業は全体計画通り完了しております。以上で報告第 3 号の補足説明を終わります。

○議長（山本正和）

説明が終わりました。ただいまの報告について、何かありますか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程第4、議案第4号「東部知多温水プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題とします。提出者から提案理由の説明を願います。管理者。

○管理者（岡村秀人）

議案第4号「東部知多温水プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について」、提案理由のご説明を申し上げます。

本条例改正は、近隣の類似施設の状況、適正な利用者負担及び平成3年6月オープン以来30年近く据え置きであったことを勘案し、使用料を改定するため、条例を改正するものでございます。

内容の詳細につきましては、事務局長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、お認め賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本正和）

事務局長。

○事務局長（土屋正典）

それでは、議案第4号の内容につきまして、説明いたします。議案と併せて、裏面が新旧対照表となっている参考資料をご覧願います。改正内容は、使用料の額を直接規定している別表の改正が主となります。

始めに、議案表の改め文、第5条第1項の改正規定は、単なる用語の整理でございます。

次に、議案を1枚はねていただきまして、裏面、別表第6条関係において使用料の額の改定をしております。使用料の改定前後につきましては、参考資料にて説明いたしますので、お手数ですが、参考資料の表をご覧願います。

まず、プール使用料の改定につきましては、個人大人1回につき300円を400円に、回数利用券使用11回につき3,000円を4,000円に、個人小人1回につき100円を120円に、回数利用券使用11回につき1,000円を1,200円といたします。

幼児は、2人目から1回につき100円としていたものを無料といたします。団体については、大人1回につき260円を340円に、小人1回につき80円を100円といたします。

次に、会議室使用料の改定につきましては、大会議室・1時間につき200円、小会議室1時間につき100円としていたものを、これまでの利用実態に合わせ、改修工事にて大・小合わせて1室とし、名称を多目的室と改めまして、1時間につき400円といたします。

価格設定については、設備が一新され安全性、快適性が向上するものであることや利用者の適正負担といった観点を踏まえつつ、これまで以上にお客様に足を運んでいただきたいという思いもある中で、さまざま勘案いたしました。

大人については、近隣の類似施設の状況を参考に決定したもので、大人の1回、400円は、隣接する刈谷市の総合運動公園内にあるプール施設と同額となります。小人については、子どもが健やかに育つ環境づくりの一助とすることに重きを置き、値上げ率を大人より抑え、障がい割引の半額時に5円の端数が出ない120円と設定。より多くのお子さんに利用してもらえるよう勘案した結果でございます。

次に、議案に戻っていただきまして、別表の備考において、使用料に係る定義、取り扱いについて整理しております。大きく分けて改正内容は、幼児を無料にしたことに伴う整理と、半額対象とする心身障がい者の範囲を広げる2点であり、第3号ただし書きにて、幼稚園等の団体利用における小学生未満の者については、小人の使用料を徴収するものであることと、第4号にて、心身障がい者の定義に精神障害者保健福祉手帳の所持者を加える旨の改正をいたします。

附則といたしまして、施行期日は、令和2年4月1日。また、改正前に購入された回数利用券は、令和2年9月30日まで使用することができる経過措置を設けております。以上で、議案第4号の内容説明を終わります。

○議長（山本正和）

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて討論を終結します。

議案第4号を採決します。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

確認しました。挙手全員です。

議案第4号「東部知多温水プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第5、認定第1号「平成30年度東部知多衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。提出者から提案理由の説明を願います。管理者。

○管理者（岡村秀人）

認定第1号「平成30年度東部知多衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について」提案理由の説明を申し上げます。

平成30年度決算を地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、令和元年8月1日に監査委員の審査をお願いしましたので、同条第3項の規定により、監査意見を付しまして、本日議会の認定をお願いするものでございます。内容の詳細につきましては、事務局長が説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（山本正和）

事務局長。

○事務局長（土屋正典）

それでは、認定第1号「平成30年度東部知多衛生組合一般会計歳入歳出決算認定」について、事前にお配りしました資料の内、主に歳入歳出決算書にて、説明をさせていただきます。

始めに歳入歳出決算書の4ページをご覧願います。最下段、歳入合計の3列目、収入済額は127億8,753万3,660円です。右端、予算現額との比較は3,463万4,660円の増となっております。

この要因は、主に6款諸収入、2項雑入によるもので、新ごみ処理施設エコリの発電電力売扱収入が積算より多くあったことと、本年2月に発生しました粗大ごみ処理施設火災事故に伴う公有建物罹災共済金が支払われたことによるものであります。

次に5ページをご覧願います。表の最下段、歳出合計の2列目、支出済額は127億3,377万2,741円。右に2列飛んで不用額は、主に3款衛生費の需用費による1,912万6,259円で、執行率は99.9パーセントであります。結果、表の下、歳入歳出差引残額は、5,376万919円となりました。

平成30年度決算の特徴は、4か年の継続事業で最終年度となった、ごみ処理施設建設事業により、前年度比63億円超えの大幅な増額決算となり、過去最大の決算規模となったということであります。

続きまして、事項別明細について歳入から説明いたします。決算書の14、15ページをご覧願います。金額につきましては、主に右側のページの収入済額欄を読み上げます。

1款分担金及び負担金は、23億2,969万2,000円で、前年度比8億3,912万円余、増額となっております。この要因は、ごみ処理施設建設事業によるごみ関係経費の増によるものであります。

また、構成市町の負担金内訳は、備考欄のとおりであります。負担金については、項目ごとに対象経費の性格に応じて人口割又はごみ・し尿の搬入実績割で計算し、様々積み上げたものとな

っております。

次に、中段2款使用料及び手数料は、1億9,172万4,479円。内、6段目2目1節クリーンセンター使用料の備考欄をご覧願います。備考欄のクリーンセンター施設使用料が主な収入となります。

これは、ごみの直接持ち込み時にいただく使用料で、30年度は10キログラムあたり、家庭系ごみ100円、事業系ごみは150円であり、総額1億7,943万1,400円、前年度比429万円余の増となっております。

年間の有料ごみの搬入実績については、お手数ですが実績報告書、こちらをご覧願います。実績報告書の1ページをご覧願います。中ほど辺り、2款②クリーンセンター使用料から4行下になります。30年度の年間処理量は、1万2,780.04トンとなり、前年度より394.47トン増えております。

なお、今ご覧いただいている実績報告書1ページ、2ページには、これから説明いたします温水プール利用者数を始め、主だった項目の対前年度増減、事業内容等が記しておりますので、後ほどのご確認をお願いいたします。

では、決算書に戻っていただきまして、クリーンセンター使用料の下になります。温水プール使用料、その内、備考欄にあります、温水プール施設使用料、1,212万3,430円は、前年度比477万円余の減でございます。入場者数は前年度比22.1パーセント減の6万163人でした。

人数が大きく減っておりますが、これは熱源である旧ごみ処理施設の運転停止に始まる温水プール改修工事の準備のため、本年1月から休館としているためで、例年の12月営業に対して9月営業となった相応の減であります。

次に、3款国庫補助金、34億9,596万8,000円は、ごみ処理施設整備及びマテリアルリサイクル施設整備に係る廃棄物処理施設整備交付金です。工事の進捗に合わせ、前年度比17億8,356万円余の大幅な増となっております。

4款財産収入は、1,906万7,715円です。内、1項1目財産貸付収入、484万537円は、葭野最終処分場跡地を駐車場用地として住友重機械工業に貸付けた収入であり、前年度と同額であります。

次に、決算書の16ページ、17ページをお願いいたします。2項1目の生産品売払収入、1,422万7,178円は、主に不燃ごみ処理施設から回収された鉄とアルミの売払代金です。鉄、アルミとも、回収量が前年度より増加しており、全体で前年度比209万円余の増額となっております。

5款繰越金、6,805万3,805円は、平成29年度決算からの繰越金です。

6款諸収入、4,872万7,661円の内、2項1目雑入は4,865万9,184円で、前年度比2,738万円余の増と、大幅な伸びとなっていますが、これは、雑入の備考欄の下から6項目目、ごみ処理施設発電電力売扱収入の2月分、3月分、3,547万2,960円によるものであります。

7款組合債は、66億3,430万円。こちらも、ごみ処理施設建設事業債が、工事の進捗に伴い大幅な増となっており、加えてマテリアルリサイクル施設建設事業債及び余熱利用施設整備事業債が新たに計上されており、前年度比36億2,330万円増と大きく伸びております。

続きまして、決算書18ページ、19ページからの歳出について説明いたします。金額については、主に右側のページの支出済額欄を読み上げます。

1款議会費19ページ支出済額欄、47万2,999円、執行率は93.8パーセントです。

2款総務費1項1目一般管理費は、5,953万2,420円で、執行率は97.8パーセントです。主な支出は、総務課職員4名分の人事費と負担金、補助及び交付金になります。前年度比362万円余の増で、主に役務費と負担金、補助及び交付金によるものであります。

19ページ、下から5段目、8節報償費の記念品等は、環境衛生週間のポスター募集に係る参加賞であり、管内の小学4年生、677人の応募がございました。

一番下の段、12節役務費は、前年度比118万円余の増額です。これは備考欄の2行目の手数料、新施設エコリの工事中に事務局としていた浄化センターから、こちらエコリへの引越しと併せて、改修工事を控えた温水プールの備品等を浄化センターに運搬した業務手数料によるものであります。

次に20ページ、21ページをお願いします。1段目13節委託料261万8,125円は、前年度比141万円余の減額。これは、前年度より開始した公会計関連支援業務委託が2年目となり、初期導入費用が減じたことによるものです。

3段下の19節負担金、補助及び交付金は1,647万7,672円で、退職手当組合負担金及び派遣職員負担金が主な支出であります。

2段下、2項の監査委員費は、監査委員2名分の報酬です。

3款衛生費1項1目浄化センター管理費は、1億4,985万4,623円。執行率は97.8パーセントで、主な支出は、浄化センター職員2名分の人事費と施設の運転、維持管理費であります。節によって増減はありますが、総じて事業内容に大きな変わりはなく、浄化センター管理費全体で、ほぼ同規模となっています。

22、23ページをお願いします。23ページ1段目、11節需用費は、5,613万2,416円で、不用額251万6,584円の主な理由は、消耗品費と修繕料の執行残であります。

備考欄の1行目消耗品費1,802万9,599円は、水処理や脱臭用などの処理薬剤及び機械設備の補修用部品などであります。前年度比155万円余の減は、補修用部品の使用が少なかつたのが主な要因であります。

2行下、光熱水費は3,187万6,049円で、そのうち99.2パーセントが電気料金です。電気料は燃料調整単価の値上がりにより前年度比353万円余の増となりました。修繕料609万9,265円は、機械設備等の修繕12件分と2トンダンプなどの車両修繕料で、前年度より修繕件数が多く270万円余の増となっています。

次に、2段下13節委託料4,409万8,149円は、庁舎内日常清掃委託始め15件の委託料で、前年度と大きく変わりありません。

そこから2段下15節工事請負費3,029万1,840円は、破碎機補修工事始め5件の工事費で、前年度比、509万円余の減額であります。減額の要因は、前年度に実施した臨時的な補修工事が無くなつたためであります。

なお、1件100万円以上の委託事業及び工事につきましては、実績報告書にて個別に事業内容等の説明を記しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

2目クリーンセンター管理費、9億6,253万757円、執行率は99.1パーセントです。主な支出といたしましては、クリーンセンター職員11名分の人事費と施設の運転、維持管理費で、前年度比、1億1,388万円余の増額であります。この主な要因は、委託料及び備品購入費によるものであります。

なお、先ほど11名の人事費と申しましたが、その中には、年度途中で退職した、現業職の再任用3名が含まれておりますので、実績報告書にあります3月31日現在の職員数とは相違するものであることをお断りいたします。

次に24、25ページをお願いします。25ページ4段目、11節需用費は1億4,196万3,620円であります。不用額658万5,380円の主な理由は、旧施設の焼却炉が終盤、運転停止まで1炉のみの運転で効率良く終えることが出来たため、光熱水費や燃料費が少なく済んだためであります。

備考欄1行目、15節工事請負への流用は、本年年2月に起きました火災事故のため緊急で実施した粗大破碎可燃物搬出コンベア等補修工事によるものであります。なお、本件火災については、破碎後の可燃ごみをコンベアで搬送後、貯留しておくホッパー内のごみから出火し、コンベア、ホッパー、電装部品等が被災したもので、人的被害はありませんでした。原因については

特定出来ませんでしたが、他の事例からリチウムイオンバッテリーに扱るものではないかと推測しております。

その下、備考欄2行目消耗品費4,043万2,678円は、本年1月23日まで稼働しておりました旧施設の処理薬剤等と、新処理施設エコリの引き渡し後の3月分からの高反応消石灰、重金属固定剤などの有害物質を除去、固定する処理薬剤や、ごみを溶かした後の溶融物を排出するための出湯資材など機器部品類が主なものであります。

3行下、光熱水費は8,872万1,441円、うち87.9パーセントは電気料金で、旧施設が焼却終了するまでの電気料と、エコリの引き渡し後の3月からの電気料であります。エコリでは、発電した電気をまず自家消費しており、電気料は基本料金と2炉全炉停止時等に購入する分だけとなりましたので、前年度比1,010万円余の減となっております。その下、修繕料898万9,043円は機械設備15件分と重機車両等の修繕であります。

2段下13節委託料、5億6,569万227円は、24時間体制でごみ処理を行っていますクリーンセンター運転管理委託料始め25件の委託料で、前年度比1億8,564万円余増の主な要因は、委託料備考欄の一番下、新ごみ処理施設エコリの供用開始前の試運転委託料によるものです。

次に26、27ページをお願いします。上段、15節工事請負費、1億6,326万3,600円は、ボイラ等補修工事を始め6件の工事費で、前年度比9,237万円余の減額であります。この要因は、29年度に実施した粗大ごみ処理施設の大規模補修工事が無くなつたためであります。

また、受け入れた充流用につきましては、工事請負費備考欄の一番下、突発で起きました火災事故による粗大破碎可燃物搬出コンベア等補修工事に充てたものであります。

2段下、18節備品購入費1,893万1,320円は、新ごみ処理施設エコリで使用します、4トンダンプ、ホイルローダ、フォークリフトの計3台によるものです。

次に、3目洲崎最終処分場管理費、287万3,318円は、洲崎最終処分場の維持管理に要した費用で、執行率は97.8パーセント、前年度比、849万円余の減額です。主な要因は、前年度に実施した浸出水処理装置補修工事が無くなつたことによるものであります。

次に、4目大東最終処分場管理費、1,080万1,820円は、大東最終処分場の維持管理に要した費用で、執行率は95.9パーセント、前年度比350万円余の増額であります。この要因は、主に工事請負費によるもので、一番下の段、その15節工事請負費321万8,400円は、新規の高度処理装置補修工事1件で、前年度比皆増となっております。

次に28、29ページをお願いします。2項1目温水プール管理費は、6,808万2,552円

で、執行率は95.0パーセントです。主な支出といたしましては、再任用職員1名に係る人件費と、プール運営における需用費及びプール維持管理費であります。温水プール改修工事の準備期間として3か月の休館により、前年度比1,517万円余の減額であります。

中段辺り11節需用費は1,775万3,314円で、うち光熱水費は1,597万1,884円で、そのうち68.6パーセントが電気料、残りが水道料であります。

2段下、13節委託料、4,090万4,992円は、プール施設の管理に要する14件分の委託料で、前年度比945万円余の減額であります。備考欄4行目のプール管理業務委託料、こちらは、プール利用者の受付とプール室内の安全監視が主な業務で、プールの安全監視は、夏休み期間中は10名、それ以外は6名体制で行っております。

次に30ページ、31ページをお願いします。4款事業費1項1目ごみ処理施設建設事業費は113億551万9,546円で、前年度比61億4,114万円余の増額であります。

これは、15節工事請負費が111億3,429万9,333円と、前年度比61億8,330万円余の増となっており、4か年継続事業のごみ処理施設建設工事が最終年度となり、出来高が大きく伸びたことによります。

また、2段下の19節負担金、補助及び交付金、1億1,681万5,007円は、建設事業に携わっている派遣職員2名の負担金、中電鉄塔等設置工事費負担金及び下水道受益者負担金であります。

2目マテリアルリサイクル施設建設事業費は、2,691万3,600円。既存のごみ処理施設を解体し、その跡地にエコリから生産されるスラグを貯留するストックヤードを建設する4か年の継続事業の1年目で、13節委託料、同施設設計業務委託料が主となっております。

3目余熱利用施設整備事業費は、老朽化した温水プールを改修する2か年の継続事業の1年目で、13節委託料、同施設改修工事設計業務委託料が2,430万円であります。

5款1項公債費は、最終処分場用地取得及び建設事業債並びにごみ処理施設用地取得及び建設事業債に係る元利償還金であります。

内、1目元金は1億1,393万1,711円で、前年度比3,127万円余の増額。これは、平成26年度に借り入れをした最終処分場建設事業債に係る元金償還が始まったためであります。

2目利子については、平成29年度に借り入れをしたごみ処理施設建設事業債に係る利子償還が始まったため、884万2,395円と前年度比119万円余の増となっております。

6款予備費については、先ほどからお話ししております、本年2月に発生しました火災事故の修理費用として、クリーンセンター管理費の工事請負費に925万円充用したものであります。

これ以降、35ページの実質収支に関する調書、40ページからの財産に関する調書、こちら

につきましては、お目通しをお願いしたいと思います。

また、実績報告書には、説明いたしました項目以外にも、事業の詳細が記しておりますので、併せてご覧いただきたいと存じます。以上で、認定第1号平成30年度決算の説明を終わります。

○議長（山本正和）

説明が終わりました。引き続きまして、決算審査の意見を審査にあたりました監査委員を代表して、古橋代表監査委員からお願いします。監査委員。

○監査委員（古橋洋一）

ご指名をいただきましたので、認定第1号の決算審査の結果につきまして、ご報告させていただきます。

審査の方法につきましては、令和元年8月1日に管理者から提出されました歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに証書類を照合検査とともに、関係職員の説明を聴取し、計算の過誤、収支の適正等、予算が目的どおり効率的に執行されたかを主眼として、審査をしたものであります。

審査の結果につきましては、歳入歳出決算及びその他の調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数については正確であり、それぞれ帳簿記載の金額と一致し、適正に処理がなされていました。また、予算執行時期についても適切であることを認め、的確に執行されたことを確認いたしました。

以上、平成30年度決算に関しては特段指摘する事項はありませんが、4か年の継続事業で多額の費用を要した、ごみ処理施設建設事業が終了となりました。新たなごみ焼却施設は順調に稼働しているようなので、今後もごみの処理が滞ることがないよう、計画的な管理運営に努めいただきたい。

また、新たな建設事業が開始され、今後、公債費が増加することとなるため、限られた財源を、より一層効率的に活用されることを要望し、むすびといたします。以上で、決算審査意見の説明を終わります。

○議長（山本正和）

これより質疑に入ります。

質問等がございましたら、決算書、あるいは実績報告書かのどちらかということと、ページ数を示していただいたうえ発言をお願いいたします。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これにて討論を終結します。

認定第1号を採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

確認しました。挙手全員です。

認定第1号「平成30年度東部知多衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について」は、原案と
おり認定することに決定しました。

以上をもちまして、定例会に付議された案件の審議は終了しました。

ここで、管理者から閉会のご挨拶を願います。管理者。

○管理者（岡村秀人）

令和元年東部知多衛生組合議会第1回定例会の閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日、提出いたしました案件につきまして、お認めをいただき、厚くお礼を申し上げます。

組合議員の皆様方には、東部知多衛生組合の事業推進のために、一層のご指導とご協力を賜り
ますことを、お願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（山本正和）

これをもちまして、令和元年東部知多衛生組合議会第1回定例会を閉会します。

(閉会)

この会議録は書記の校閲したものと内容の相違ないことを証するため地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

東部知多衛生組合議会議長 山本正和

3番議員 加古守

7番議員 小松原英治

